

答 申 第 7 号
令和3年10月6日

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会
会 長 野 村 武 司

重要公文書評価選別の基準の作成にあたっての考え方について（答申）

令和3年7月15日付け諮問第7号で、世田谷区長から諮問のありました「重要公文書評価選別の基準の作成にあたっての考え方について」に関し、別紙のとおり答申いたします。

答 申

世田谷区が公文書管理条例の改正とあわせて定めようとしている重要公文書評価選別のための基準（以下「基準」という。）は、重要公文書がどのような公文書であるかを具体的に示すとともに、区の職員が公文書を作成又は取得した際に、重要公文書であるか否かを判断するためのものとなります。従って、基準は、区の職員が参照して、漏れなく重要公文書を選別できるものでなければならぬことはもちろん、区民にとっても、区が永久に保存しようとする公文書がどのようなものなのか具体的にわかるものでなければなりません。

かかる観点から、今後区が基準を作成するにあたって踏まえるべき要素について、以下申し述べます。

1 基準の位置づけについて

基準は、公文書管理条例を定めている自治体を中心に、訓令や要綱等による規程として定められています。この点に関し、本件諮問に先行した諮問第1号「世田谷区における歴史的公文書の取扱いについて」に関する当委員会での議論においては、基準の位置づけとして、区長部局以外の実施機関にも重要なものとして認識されるよう、上位の規程として定めるべきとの意見も出たところです。

世田谷区が基準を定めるにあたっては、上記の意見を踏まえ、全ての実施機関において重要なものと認識されるような位置づけにおいて基準を作成し、運用開始前の十分な調整及び職員への研修等を図られることを要望します。

2 基準の構成について

基準は、国や公文書管理条例を定めている自治体のいくつかにおいて、基本的な考え方の下に、基準、細目基準等を置く階層構造で定めている事例が見られます。

基本的な考え方は、重要公文書を端的に説明する上では一定の役割を果たしますが、選別作業において基準、細目基準等と合わせて複数基準を同時に参照することにより、選別すべき文書の見落としや混乱を招く可能性もあります。

基本的な考え方を規定する場合においては、世田谷区の組織の規模や構造を踏まえ、規定することの目的やその有効性を見通したうえで規定することが望ましいと考えます。同様に、基準、細目基準等についても国や他自治体

と同様の階層構造を世田谷区でも採用するか否かについては、その必要性について留意したうえで検討されることを求めます。

3 基準の内容について

基準は、当然ながら、具体的な公文書を前に、それを参照しながら、当該公文書が重要公文書に該当するか否かを区の職員が判断し、廃棄の前には当委員会が廃棄の妥当性について確認を行うためのものです。

従って、どのような公文書が重要公文書にあたるのかということがわかりやすく1つの資料にまとめられたものであることが、重要公文書の評価選別手続きの透明性を高め、評価選別の作業をより正確で効率的なものするために必要です。

いくつもの資料を繰り返し参照しなければ判断及び作業ができないという基準では、実際に職員が作業を行い、また委員会が確認をするうえで望ましくありません。仮に今後定める基準が複層的な構造をとる場合であっても、実務において職員が参照するものについては、一表にまとめたマニュアルを作成する等、区職員が混乱することのないような準備を行うことが不可欠です。

次に、世田谷区が公文書管理条例の改正において、公文書管理法等における用語である「歴史公文書」ではなく、「重要公文書」を採用したことを踏まえ、その価値を説明する内容となるよう留意してください。

その上で、基準等の作成に当たっては抽象度の高い表現を避け、読み手によって基準の重要度の捉え方や解釈に差が生じにくい、具体的なものとなるよう努めてください。

なお、基準では保存期間や決裁権者その他の外形的な要素から一律に「重要公文書に該当しないもの」を除外せず、その内容に基づいて重要公文書への該当性を判断できるように留意が必要です。

4 その他

重要公文書の評価選別にあたっては、区民、職員の双方にとってわかりやすい基準の作成はもとより、日常行っている公文書のファイリングや、総合文書管理システムの運用等の公文書管理の手法についても、重要公文書の評価選別及び収集を見据えたものであるべきです。一件の事案に関連する一連の公文書を、漏れなく一括で収集し、当委員会でもその確認が可能となるような形で、かつ相互に密接な関連を有する公文書を「一の集合物」にまとめることを義務付けた条例の規定にそった運用となるように、検討・見直しを継続することを要望します。